

令和8年3月2日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

警 察 本 部

目 次

- I 神奈川県警第二交通機動隊隊員らによる不適正な取締り事案への対応について
- II 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要について
- III DV・ストーカー被害者等への支援に関する条例制定の概要について

神奈川県警第二交通機動隊隊員らによる 不適正な取締り事案等への対応

神奈川県警察
令和8年2月

組織図

交通部
約1,000名

第二交通機動隊 約110名

責任者：隊長（警視）
管轄：横浜市、川崎市、鎌倉市、
横須賀市（三浦地区）を除く区域
（県下26市町村）



隊本部
約20名

白バイ中隊
約30名

第一中隊
約20名

第二中隊
約20名

第三中隊
約20名

（各中隊に各分駐の小隊があり、4箇所を設置）

関係職員7名（同一小隊）

- 職員① 警部補
- 職員② 巡査部長
- 職員③ 巡査部長
- 職員④ 巡査長
- 職員⑤ 巡査長
- 職員⑥ 巡査長
- 職員⑦ 巡査長

第一小隊
（厚木）

第二小隊
（小田原）

第三小隊
（相模原）

第四小隊
（茅ヶ崎）

神奈川県警第二交通機動隊隊員らによる不適正な取締り事案等への対応（送致関係）

交通反則切符の虚偽有印公文書作成・同行使の送致予定（3件）

	違反概要	被疑者		概要
1	令和6年1月 速度超過	職員②	職員⑥	作成した交通反則切符に実際の現認状況と異なる状況を記載
2	令和6年2月 速度超過	職員②	職員⑥	
3	令和6年7月 車間距離不保持	職員②	職員⑤	

実況見分調書の虚偽有印公文書作成・同行使の送致予定（6件）

	違反概要	調書 作成日	被疑者			概要
1	令和4年3月 速度超過	令和4年5月	職員②	職員④	職員⑥	現場臨場していないにもかかわらず、あたかも実施したかのように装い、実況見分調書等を作成・提出
2	令和5年10月 指定場所一時不停止	令和6年2月	職員⑤		職員⑥	
3	令和5年10月 指定場所一時不停止	令和6年2月	職員⑥			
4	令和6年3月 速度超過	令和6年3月	職員③	職員⑤	職員⑥	
5	令和6年4月 速度超過	令和6年8月	職員①		職員⑥	
6	令和6年9月 速度超過	令和6年12月	職員①	職員⑦		他の者が実況見分を実施したにもかかわらず、実況見分に携わっていない者があたかも実施したかのように装い、実況見分調書等を作成・提出

職員②による不適正な違反取締り

経緯

- 令和6年8月、神奈川県警第二交通機動隊の職員②の車間距離不保持の取締りにより、交通反則切符の交付を受けた方からの相談を受け、ドライブレコーダーに記録されている映像を確認したところ、職員②による不適正な取締りが判明
- 同年9月から、神奈川県警で内部調査開始

判明した事実

【職員②小隊在隊中（R4.3～R6.9）】

（職員②による現認事案）

職員②は、小隊在隊中の速度超過や車間距離不保持について、車間距離を一定に保持せず速度を計測したことなどを自認。また、残されているドラレコ映像の確認の結果、実際の追尾距離が交通反則切符に記載された追尾距離と異なり、短いものがあることを確認

（職員②と共に取締りを行った相勤者による現認事案）

職員②と共に取締りを行った相勤者は、同一車両に同乗して行う取締りの決定権は、職員②にあったなどと、職員②の指導の下で取締りが行われていた旨を供述

※ 小隊着隊前（警察署交通課）の職員②による現認事案

職員②の前任所属（警察署交通課）における職員②の現認事案については、職員②及び課員への聴取等の結果、職員②の現認事案に疑念があるとは認められなかった

是正の基本的考え方

【職員②が現認した取締り】

- 職員②が現認した取締りについては、現認状況が交通反則切符に正確に記載されていないこと、違反成立の判断が不適正であることの疑念が払拭できないことから、全て是正する
- ただし、継続的・明白な違反（整備不良、免許証不携帯等）や、ドラレコ映像で取締りが適正であることが確認できた違反については、是正しない

【職員②と共に取締りを行った相勤者が現認した取締り】

- 職員②と共に取締りを行った相勤者が現認した事案のうち、職員②と同一車両に同乗して行われたものについては、職員②の影響の下、現認状況が交通反則切符に正確に記載されていないこと、違反成立の判断が不適正であることの疑念が払拭できないことから、全て是正する
- ただし、継続的・明白な違反については、是正しない
- また、職員②と共に取締りを行った相勤者が現認した事案のうち、職員②と同一車両に同乗せずに相勤者が現認した事案は、職員②と異なる場所で現認したものであり、職員②の影響は認められなかったことから、是正しない

実況見分調書の不適正な作成

経緯

令和7年1月、前頁の不適正な取締りの発覚を踏まえ、小隊による取締りについて調査する過程で、職員②をはじめとする同小隊の6名が、交通反則切符の交付を受けた方が違反事実を否認していた事案について、同小隊が実際には現場に臨場していないにもかかわらず、臨場したことから実況見分調書を作成していた事案があることが判明

判明した事実

【職員②が関わった取締り（職員②が現認又は告知）の実況見分調書】

（小隊在隊中（R4.3～R6.9））

- 職員②は、小隊在隊中に自らが実況見分を実施したことはない旨自認
- 小隊の他の隊員は、職員②による現認事案について、実況見分調書は図面があるから行かなくても作成できるだろうなどと、職員②が実況見分に立ち会ってくれなかったことから、自分たちで不適正な実況見分調書を作成せざるを得なかったと供述

※ 小隊着隊前（警察署交通課）（～R4.3）

職員②の前任所属である警察署交通課の実況見分調書については、職員②及び課員への聴取等の結果、実況見分調書の作成に疑念があるとは認められなかった

【他の隊員が行った取締り（職員②が現認及び告知せず）の実況見分調書】

（職員②の小隊在隊中（R4.3～R6.9））

小隊の他の隊員は、職員②の協力が得られず、さらに、現場臨場せずに実況見分調書を作成しても、部内で不正が気付かれなかったことから、職員②の現認事案以外についても現場臨場せずに実況見分調書を作成することが常態化するようになったなどと供述し、職員②在隊中に不適正な実況見分調書を作成していたことを自認

（職員②の小隊離隊後（R6.9～））

職員②離隊後に小隊において作成された実況見分調書は1件のみ。当該実況見分調書は、臨場して作成されたが、別人が署名していることが判明

※ 職員②着隊前（～R4.3）

職員②着隊前における実況見分調書の作成については、隊員への聴取結果や他の書類との突合等により、実況見分調書の作成に疑念があるとは認められなかった

是正の基本的考え方

【職員②が関わった取締り】

職員②が現認した取締り及び職員②と共に取締りを行った相勤者が現認した取締りについては、前頁の「職員②による不適正な違反取締り」と重複しているため、前頁の「是正の基本的考え方」のとおり

【他の隊員が行った取締り（職員②が現認及び告知せず）】

- 他の隊員が行った取締り（職員②が現認及び告知をしていない）事案についても、現場臨場せずに不適正に実況見分調書を作成した疑いが払拭できず、これらの実況見分調書による違反事実の立証が困難であることから、全て是正する

- ただし、ドラレコ映像で取締りが適正であることが確認できたものについては、違反事実の立証ができることから、是正しない

神奈川県警第二交通機動隊隊員らによる不適正な取締り事案等への対応（是正関係①）

職員②による不適正な違反取締りの是正

・是正：2,696件
・是正せず：87件

	職員② 小隊着隊前	職員② 小隊在隊中	職員② 小隊離隊後
職員②が 現認	なし	2,579件 【取締りに疑念がある違反】 ・速度超過、車間距離不保持、指定場所一時不停止等 等 → 是正 2,562件 (*)うち、31件(是正済みの1件含む)については、 実況見分調書を作成（下記で再掲） 【継続的・明白な違反】 ・整備不良、免許証不携帯 等 【ドラレコで取締りが適正であることが確認できた違反】 ・速度超過、通行帯違反 → 是正しない 17件 (*)うち、速度違反1件については、実況見分調書を作成 (下記で再掲)	なし
職員②と共に 取締りを行った 相勤者が現認	なし	204件 【職員②と同一車両に同乗して現認しており、取締りに疑 念がある違反】 ・速度超過 等 → 是正 134件 (*)うち、1件については、実況見分調書を作成 (下記で再掲) 【同一車両に同乗しないで現認した違反（現認者は職員② と異なる場所で現認）】 ・指定場所一時不停止 【継続的・明白な違反】 ・大型自動二輪車乗車方法違反、過積載 等 → 是正しない 70件	なし

実況見分調書が不適正に作成された事案の是正

・是正：52件（32件は重複分）
・是正せず：4件（1件は重複分）

	職員② 小隊着隊前	職員② 小隊在隊中	職員② 小隊離隊後
職員②が 関わった取締り (職員②が現認 又は告知)	なし	33件(上記(*)を再掲) 【職員②の現認で取締りに疑念がある違反及び職員②と同 一車両に同乗した他の隊員が現認した違反】 ・速度超過、車間距離不保持、指定場所一時不停止等 → 是正 31件(職員②による現認) 1件(職員②と同一車両に同乗した 他の隊員による現認) 【ドラレコで取締りが適正であることが確認できた違反】 ・速度超過 → 是正しない 1件	なし
他の隊員が 行った取締り (職員②が現認 及び告知せず)	なし	22件 【現場臨場せず実況見分調書が不適正に作成された疑念 があり、違反事実の立証が困難な違反】 ・速度超過、指定場所一時不停止等 → 是正 20件 【ドラレコで違反事実を立証できる違反】 ・速度超過 → 是正しない 2件	1件 【ドラレコで違反事実 を立証できる違反】 ・速度超過 → 是正しない 1件 ※ 臨場して作成され た実況見分調書に別 人が署名したもの

全体

是正対象件数 2,716件

【内訳】

- ① 職員②による不適正な違反取締り関係
2,696件
- ② 実況見分調書が不適正に作成された事案関係
52件（うち32件は①と重複）

体制等

- 神奈川県警内には是正プロジェクト（仮称・約290人）を設置（2月20日～）
 - ・ 是正対象者に連絡を行い、是正方法等を案内（運転免許の更新時期が近い方から、順に連絡）
（交通反則金等の還付は、是正対象者が指定した口座に振込）
 - ・ 相談ダイヤルを設置（24時間対応）

今後の対応

1 交通反則金の還付

- 還付対象件数：2,648件（※）
 - 還付金額合計：34,575,176円（見込み）
- （※）是正対象件数から、不納付事案等の件数（68件）を除いたもの

2 行政処分等の見直し

- 免許区分の変更（一般運転者→優良運転者など）：1,065件（見込み）
- 免許取消・停止の取消し又は変更：100件（見込み）
 - ※ 対象者の住所地を管轄する都道府県警察と連携して対応
 - ※ 講習費用等の還付が必要な是正対象者については、2月20日以降、対象者に連絡を行い、金額を特定し還付

3 その他

- 1月26日から是正対象者の当該違反点数抹消を開始
- 是正対象者には、今後、通知文を郵送
- 反則金等還付を装う詐欺被害防止のため、県警ホームページに文書を掲載

再発防止策

1 適正な違反取締りを確保するための業務管理の強化

(1) 本部に違反取締り巡回指導官チームを設置【2月20日から】

本部交通指導課に責任者（警視又は警部級）及び担当係を新設し、交通部理事官兼交通総務課長の指導の下、適正な違反取締りのための基本意識の徹底や基本的遵守事項、適正な捜査書類の作成要領等について、教養を実施し、また、書類の作成状況を点検するために警察署等の巡回指導を実施

(2) 本部に違反取締りの在り方に関する相談窓口を設置【2月20日から】

本部交通総務課に責任者（警視級）及び相談窓口を新設し、違反取締りに関する相談・意見等の受付体制を整備

(3) 違反取締りに対する国民からの苦情への適切な対応の徹底【2月20日から】

違反取締りに関する苦情・相談等についての適切な対応を徹底

(4) 交通部門執行隊の分駐所に対する業務管理・人事管理の徹底【2月20日から】

定期的な幹部督励等、分駐所等の遠隔勤務地の業務管理等が適切になされる仕組みを構築

(5) 違反取締り状況の点検の徹底【2月20日から】

ドラレコ映像を抜き打ち確認し、交通事件原票に添付する現認状況図等と突き合わせるなど点検を徹底
また、カーロケシステムを活用し、実況見分が現場で行われているか点検

2 適正な違反取締りを確保するための指導教養の徹底【2月20日から】

本件の反省教訓を踏まえ、違反取締りの基本を徹底するための教養資料を作成し、再発防止に向けた教養を確実に実施するとともに、研修会を定期的に行い、職員の倫理観の醸成と意識改革を徹底

3 取締りの適正性を客観的に疎明するための手法の導入

(1) 違反者やPCのドラレコ映像の確認【本件事案を受け対応済み】

違反者から違反者自身のドラレコ映像の視聴を求められた際にそれを確認するほか、否認事案についてはPCのドラレコ映像を保存し、幹部が確認

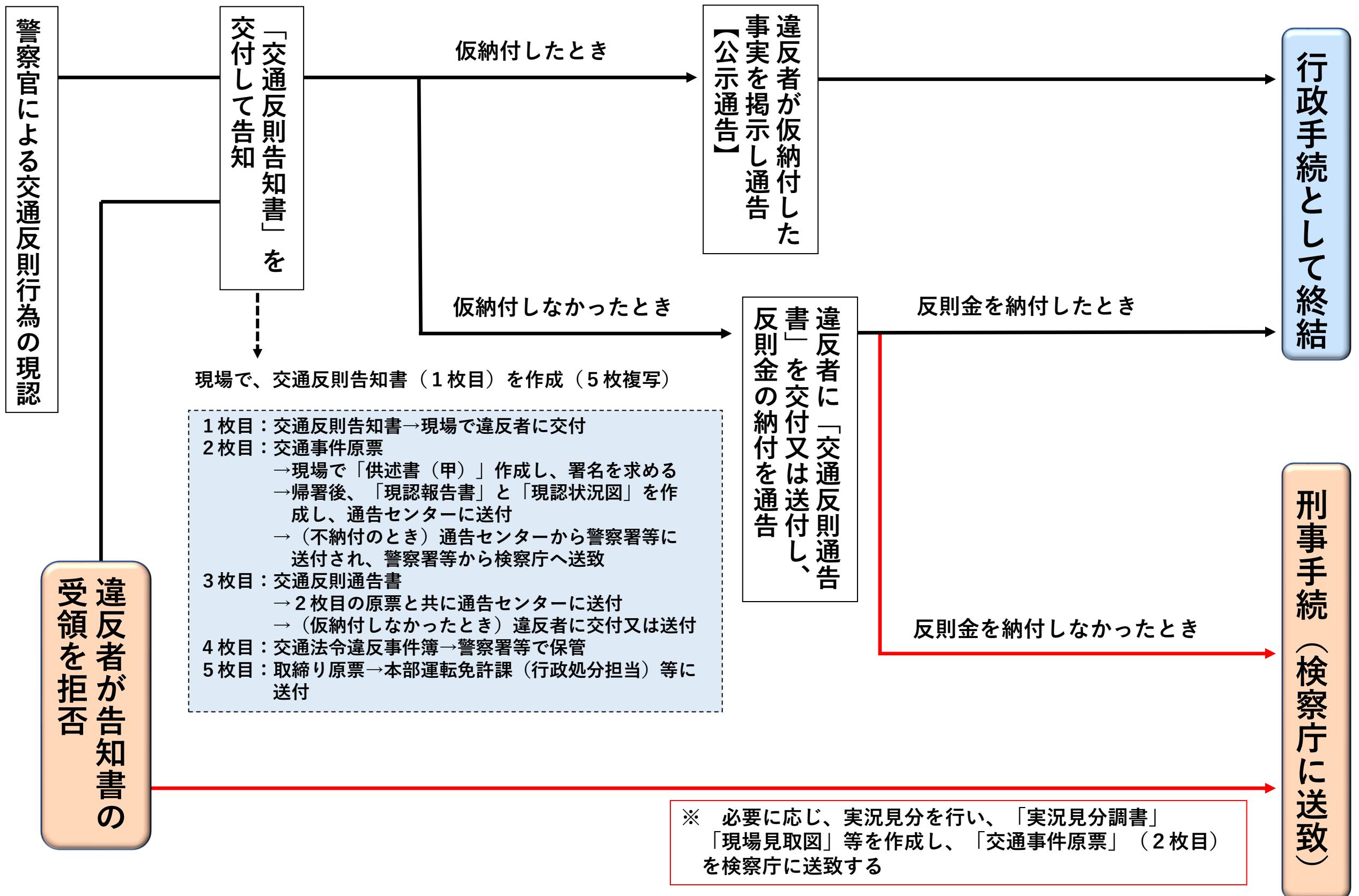
(2) 取締りにおける更なるカメラ画像の活用【速やかに検討】

警察庁の検討状況を踏まえ、取締りにおける更なるカメラ画像の活用を早期に開始

4 違反取締りに係る捜査手続の合理化【速やかに検討】

否認事件について、実況見分調書の作成に代えて、捜査報告書を作成している他の都道府県警察の取組を参考に、捜査書類作成の在り方について検討を進める

交通反則通告制度における処理の流れ



交通反則切符の概要

交通反則切符は、5枚綴りの複写式となっている。

1枚目【交通反則告知書】

○違反者に交付

違反事実の要旨等が記載されているもの

◎免許有効期限(令和 年 月 日まで) ◎券面記載の住所()

交通反則告知書 (番号OE)	
告知日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分
告知者の所属階級等及び氏名	神奈川県 警察署 巡査課、隊 警部補
(1)違反者氏名	昭和・平成 年 月 日生(歳) 職業
住所	
免許証番号	
発付年月日	令和 年 月 日
交付場所	公安委員会交付等
(2)反則事由	<input type="checkbox"/> 速度超過 <input type="checkbox"/> 法定速度違反 <input type="checkbox"/> 指定速度違反 (km/h のところ) (以上 未納) 22-1,118-1(1), 令11 22-1,4-1, 118-1(1), 令1の2 <input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 信号無視 <input type="checkbox"/> 信号機番号(赤色 黄色)無視 (赤色等) 7,4-1,119-1(2), 令2-1 <input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止 <input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止等 43,4-1,119-1(5), 令1の2 43,119-1(5) <input type="checkbox"/> 通行区分違反 <input type="checkbox"/> 右側通行 17-W,119-1(6) <input type="checkbox"/> 通行禁止違反 <input type="checkbox"/> 一方通行違反 <input type="checkbox"/> 通行禁止場所通行 8-1,4-1,119-1(2), 令1の2 8-1,4-1,119-1(2), 令1の2 <input type="checkbox"/> 禁止場所(右折 左折 直進) 8-1,4-1,119-1(2), 令1の2 <input type="checkbox"/> 踏切不停止等 <input type="checkbox"/> 踏切(一時不停止 踏切に際し安全不確認) 33-1,119-1(5) <input type="checkbox"/> 踏切前方横断歩道等(一時不停止) <input type="checkbox"/> 踏切前方横断歩道等を横断(一時不停止)を歩行者等横断中 <input type="checkbox"/> 通行妨害 しようとする歩行者等あるとき <input type="checkbox"/> 通行妨害 38-1,119-1(5) <input type="checkbox"/> 横断歩道等 <input type="checkbox"/> 横断歩道等手前直前 38-1,119-1(5) <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線通話装置を使用 <input type="checkbox"/> 画像表示用装置を手で保持して画像を注視使用等(保持) 71(5)の5,118-1(4) 71(5)の5,118-1(4) <input type="checkbox"/> 補足欄
(3)反則日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分
(4)反則場所	神奈川県
(5)反則事項(罰則)	<input type="checkbox"/> 速度超過 <input type="checkbox"/> 法定速度違反 <input type="checkbox"/> 指定速度違反 (km/h のところ) (以上 未納) 22-1,118-1(1), 令11 22-1,4-1, 118-1(1), 令1の2 <input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 信号無視 <input type="checkbox"/> 信号機番号(赤色 黄色)無視 (赤色等) 7,4-1,119-1(2), 令2-1 <input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止 <input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止等 43,4-1,119-1(5), 令1の2 43,119-1(5) <input type="checkbox"/> 通行区分違反 <input type="checkbox"/> 右側通行 17-W,119-1(6) <input type="checkbox"/> 通行禁止違反 <input type="checkbox"/> 一方通行違反 <input type="checkbox"/> 通行禁止場所通行 8-1,4-1,119-1(2), 令1の2 8-1,4-1,119-1(2), 令1の2 <input type="checkbox"/> 禁止場所(右折 左折 直進) 8-1,4-1,119-1(2), 令1の2 <input type="checkbox"/> 踏切不停止等 <input type="checkbox"/> 踏切(一時不停止 踏切に際し安全不確認) 33-1,119-1(5) <input type="checkbox"/> 踏切前方横断歩道等(一時不停止) <input type="checkbox"/> 踏切前方横断歩道等を横断(一時不停止)を歩行者等横断中 <input type="checkbox"/> 通行妨害 しようとする歩行者等あるとき <input type="checkbox"/> 通行妨害 38-1,119-1(5) <input type="checkbox"/> 横断歩道等 <input type="checkbox"/> 横断歩道等手前直前 38-1,119-1(5) <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線通話装置を使用 <input type="checkbox"/> 画像表示用装置を手で保持して画像を注視使用等(保持) 71(5)の5,118-1(4) 71(5)の5,118-1(4) <input type="checkbox"/> 補足欄
反則行為の種類	平均等の種類(○印のもの) 反則行為の種類 (7) 反則金相当額 大型車 普通車 二輪車 上記(5)記載の○番号を○印で囲んだもの 原付車 重被牽引車
道路交通法第126条の規定により上記のとおり告知します。	

反則金を納付した場合は出頭する必要はありません。納付できなかった場合は(8)により出頭してください。(裏面下部参照)

銀行、信用金庫、郵便局等の窓口の一部の金融機関を除くで納付してください。

赤枠部分は5枚複写

◎裏面の注意事項を、よくお読みください。

2枚目【交通事件原票】

○通告センターに送付

(不納付のとき) 警察署等に送付され、検察庁へ送付

2枚目の表面

◎免許有効期限(令和 年 月 日まで)

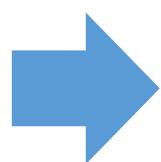
交通事件原票 (告知書番号OE)	
告知日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分
告知者の所属階級等及び氏名	神奈川県 警察署 巡査課、隊 警部補
(1)違反者氏名	昭和・平成 年 月 日生(歳) 職業
住所	
免許証番号	
発付年月日	令和 年 月 日
交付場所	公安委員会交付等
(2)反則事由	(省略)
(3)反則日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分
(4)反則場所	神奈川県
(5)反則事項(罰則)	<input type="checkbox"/> 速度超過 <input type="checkbox"/> 法定速度違反 <input type="checkbox"/> 指定速度違反 (km/h のところ) (以上 未納) 22-1,118-1(1), 令11 22-1,4-1, 118-1(1), 令1の2 <input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 信号無視 <input type="checkbox"/> 信号機番号(赤色 黄色)無視 (赤色等) 7,4-1,119-1(2), 令2-1 <input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止 <input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止等 43,4-1,119-1(5), 令1の2 43,119-1(5) <input type="checkbox"/> 通行区分違反 <input type="checkbox"/> 右側通行 17-W,119-1(6) <input type="checkbox"/> 通行禁止違反 <input type="checkbox"/> 一方通行違反 <input type="checkbox"/> 通行禁止場所通行 8-1,4-1,119-1(2), 令1の2 8-1,4-1,119-1(2), 令1の2 <input type="checkbox"/> 禁止場所(右折 左折 直進) 8-1,4-1,119-1(2), 令1の2 <input type="checkbox"/> 踏切不停止等 <input type="checkbox"/> 踏切(一時不停止 踏切に際し安全不確認) 33-1,119-1(5) <input type="checkbox"/> 踏切前方横断歩道等(一時不停止) <input type="checkbox"/> 踏切前方横断歩道等を横断(一時不停止)を歩行者等横断中 <input type="checkbox"/> 通行妨害 しようとする歩行者等あるとき <input type="checkbox"/> 通行妨害 38-1,119-1(5) <input type="checkbox"/> 横断歩道等 <input type="checkbox"/> 横断歩道等手前直前 38-1,119-1(5) <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線通話装置を使用 <input type="checkbox"/> 画像表示用装置を手で保持して画像を注視使用等(保持) 71(5)の5,118-1(4) 71(5)の5,118-1(4) <input type="checkbox"/> 補足欄
反則行為の種類	平均等の種類(○印のもの) 反則行為の種類 (7) 反則金相当額 大型車 普通車 二輪車 上記(5)記載の○番号を○印で囲んだもの 原付車 重被牽引車
道路交通法第126条の規定により上記のとおり告知します。	

反則金を納付した場合は出頭する必要はありません。納付できなかった場合は(8)により出頭してください。(裏面下部参照)

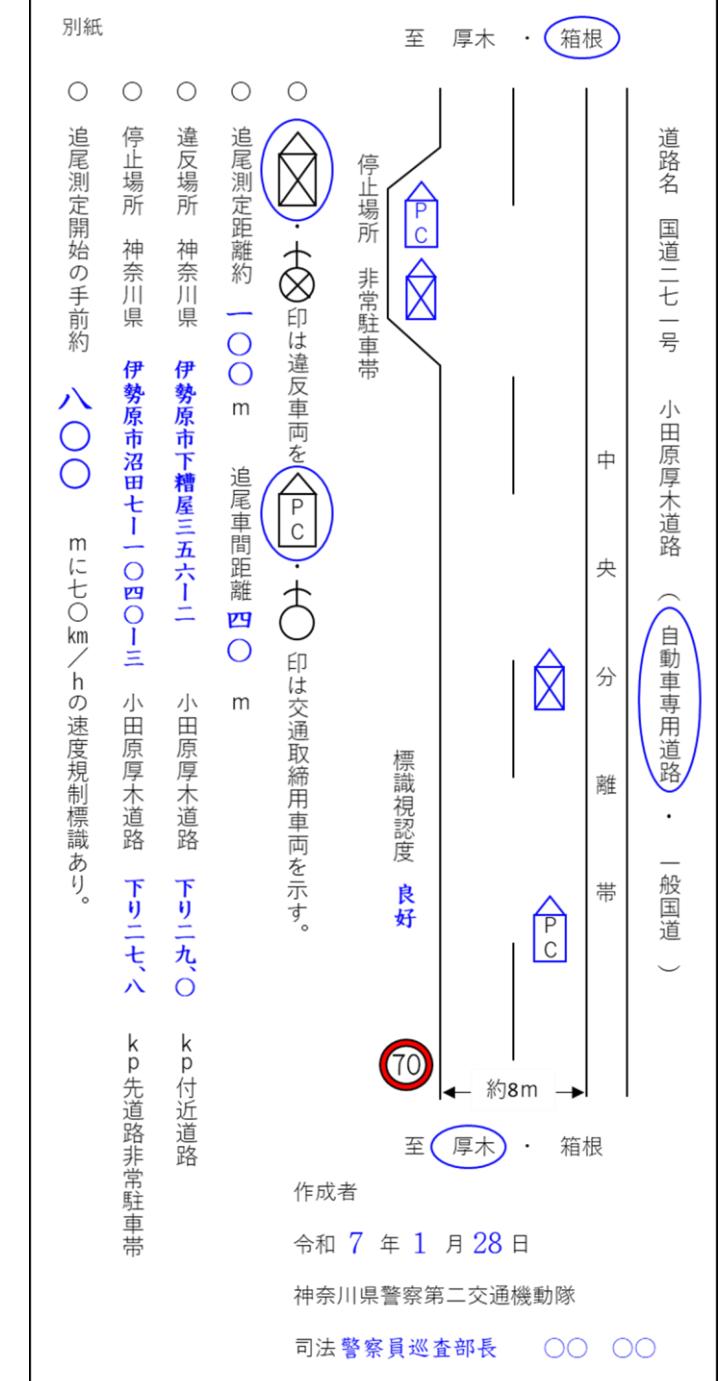
銀行、信用金庫、郵便局等の窓口の一部の金融機関を除くで納付してください。

2枚目の裏面

(報告書・証) 別紙記載のとおり	特記事項
送致書類に割印	
供述書(乙) 私は表記違反事実につき通告を受けましたが、次の理由で所定の期限内までに反則金を納付しませんでした。 令和 年 月 日 氏名	決裁欄
(1) 種別 <input type="checkbox"/> 告知どおり <input type="checkbox"/> 是正	
(2) 反則金額 <input type="checkbox"/> 告知どおり <input type="checkbox"/> 是正	
(3) 通知 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
(以下省略)	



2枚目の裏面の[(報告書・続)]の別紙【現認状況図】



3枚目【交通反則通告書】

○ 通告センターに送付

(仮納付しなかったとき) 違反者に交付

交通反則通告書 (告知書番号 O E)	
告知日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分
告知者の所属階級等及び氏名	神奈川県 警察署 巡査課、隊 警部補
(1) 反則者氏名	生年月日 昭和・平成 年 月 日生(歳) 職業
住所	電
免許証	令和 年 月 日 公安委員会交付等
保護者又は勤務先	住所 電 (歳) 職業
(2) 反則項目	<input type="checkbox"/> 大型貨物自動車用特種免許 3 <input type="checkbox"/> 中型貨物自動車用特種免許 4 <input type="checkbox"/> 小型貨物自動車用特種免許 5 <input type="checkbox"/> 普通自動車用特種免許 6 <input type="checkbox"/> 二輪車用特種免許 7 <input type="checkbox"/> 原付車用特種免許 8 <input type="checkbox"/> 軽自動車用特種免許 9 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 10 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 11 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 12 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 13 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 14 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 15 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 16 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 17 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 18 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 19 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 20 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 21 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 22 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 23 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 24 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 25 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 26 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 27 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 28 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 29 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 30 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 31 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 32 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 33 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 34 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 35 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 36 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 37 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 38 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 39 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 40 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 41 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 42 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 43 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 44 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 45 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 46 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 47 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 48 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 49 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 50 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 51 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 52 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 53 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 54 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 55 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 56 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 57 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 58 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 59 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 60 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 61 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 62 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 63 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 64 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 65 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 66 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 67 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 68 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 69 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 70 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 71 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 72 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 73 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 74 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 75 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 76 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 77 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 78 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 79 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 80 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 81 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 82 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 83 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 84 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 85 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 86 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 87 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 88 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 89 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 90 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 91 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 92 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 93 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 94 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 95 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 96 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 97 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 98 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 99 <input type="checkbox"/> 特殊自動車用特種免許 100

◎現金、小切手、為替、収入印紙などの郵送による納付は受け付けておりません。
 運転代行業務中
 その他業務中

◎裏面の注意事項を、よくお読みください。

4枚目【交通法令違反事件簿】

○ 警察署等で保管

事件の処理結果を記録するもの

様式第24号(丙)(犯罪捜査規範第222条)

交通法令違反事件簿 (告知書番号 O E)	
告知日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分
告知者の所属階級等及び氏名	神奈川県 警察署 巡査課、隊 警部補
(1) 違反者氏名	生年月日 昭和・平成 年 月 日生(歳) 職業
住所	電
免許証	令和 年 月 日 公安委員会交付等
(8) 出頭日時場所	月 日 時 分
(省略)	
告知報告(引継)	月 日 署(課・隊)
受理番号	第 号
処理の指揮	
結果	<input type="checkbox"/> 通告 公示・交付・送付・不通告 <input type="checkbox"/> 納付 仮納付・納付・不納付
捜査及び処理の指揮	
送致番号・送致月日及び送致先	第 号 年 月 日 検察庁・家庭裁判所
検察官の処分備考	起訴・起訴猶予その他の不起訴処分

5枚目【取締り原票】

○ 本部運転免許課等に送付 行政処分時に使用するもの

◎免許有効期限(令和 年 月 日まで) ◎券面記載の住所()

取締り原票 (告知書番号 O E)	
告知日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分
告知者の所属階級等及び氏名	神奈川県 警察署 巡査課、隊 警部補
(1) 違反者氏名	生年月日 昭和・平成 年 月 日生(歳) 職業
住所	電
免許証	令和 年 月 日 公安委員会交付等
(8) 出頭日時場所	月 日 時 分
(省略)	
違反登録票	違反 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ① 区別 ② 違反種別 ③ 違反種別 ④ 違反種別 ⑤ 違反種別 ⑥ 違反種別 ⑦ 違反種別 ⑧ 違反種別 ⑨ 違反種別 ⑩ 違反種別 ⑪ 違反種別 ⑫ 違反種別 ⑬ 違反種別 ⑭ 違反種別 ⑮ 違反種別 ⑯ 違反種別 ⑰ 違反種別 ⑱ 違反種別 ⑲ 違反種別 ⑳ 違反種別 ⑳ 違反種別 ㉑ 違反種別 ㉒ 違反種別 ㉓ 違反種別 ㉔ 違反種別 ㉕ 違反種別 ㉖ 違反種別 ㉗ 違反種別 ㉘ 違反種別 ㉙ 違反種別 ㉚ 違反種別 ㉛ 違反種別 ㉜ 違反種別 ㉝ 違反種別 ㉞ 違反種別 ㉟ 違反種別 ㊱ 違反種別 ㊲ 違反種別 ㊳ 違反種別 ㊴ 違反種別 ㊵ 違反種別 ㊶ 違反種別 ㊷ 違反種別 ㊸ 違反種別 ㊹ 違反種別 ㊺ 違反種別
数字記入例	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

神奈川県迷惑行為防止条例（以下「条例」という。）は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民及び滞在者の生活の平穩を保持することを目的として制定されているところ、条例第 11 条では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）では取り締まることができない、恋愛感情を充足させる等の目的以外の目的で行われる「つきまとい等」の行為を規制している。

令和 7 年 12 月、ストーカー規制法の一部が改正され「紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得」が規制されたことを踏まえ、条例第 11 条についてストーカー規制法に準じた改正を行うもの。

2 改正概要

(1) 第 9 号（語句の修正）

位置情報記録・送信装置（GPS）の定義と同装置を使用して位置情報を取得することを規制していたものに、次号を新設するにあたり、「この号」や「次号」の表現へ修正する。

(2) 第 10 号（新設）

位置特定用識別情報送信装置（紛失防止タグ）について規定する。

(3) 第 11 号（第 10 号新設により項ずれ、語句の追加）

位置情報記録・送信装置（GPS）の取り付け行為等を規制していたものに、位置特定用識別情報送信装置（紛失防止タグ）についても同様の行為を規制対象として追加する。

3 改正の必要性

近年、増加している紛失防止タグを悪用したストーカー相談の状況を踏まえ、ストーカー規制法が適用できない「つきまとい等」についても、「2 改正概要」のとおり、規制の対象として、県民及び滞在者の生活の平穩を保持する必要がある。

4 今後の予定

令和 8 年第 2 回県議会定例会に条例の改正案を上程予定。

DV・ストーカー被害者等への支援に関する条例制定の概要

1 制定の趣旨

- ・ 川崎ストーカー事件を受け、当事者目線のDV・ストーカー被害者支援のあり方について県民と議論するシンポジウムを、令和7年6月と11月に開催し、県の支援施策の充実について取組の方向性を説明した。参加者からは「支援者が積極的に動くためにも、県が条例といった普遍的な決まりを作り、社会全体で被害者を守っていくことを、神奈川県が全国に先駆けて示してはどうか。」などの意見をいただいた。
- ・ 同年12月の厚生常任委員会では、具体的な支援施策の充実が早急に求められていることや、普遍的な仕組みづくりについては条例ありきにならず、しっかりと中身を吟味し、支援関係者や当事者を含めて多くの意見も聞きながら議論を深めることなどの意見をいただいた。
- ・ これらの意見を受け、同年12月に開催した困難な問題を抱える女性等支援調整会議等で、有識者や民間支援団体、被害当事者の家族などから意見を伺うとともに、支援施策の充実や、社会全体で被害者のいのちを守る普遍的な仕組みについて検討を進めてきた。

2 制定の概要

- ・ DV・ストーカー被害者の身体、生命、自由及び平穏な日常生活を守り、その尊厳を尊重する。
- ・ 性別にかかわらず、社会全体で複合的な問題を抱えるDV・ストーカー被害者への支援施策を推進する。
- ・ DV・ストーカー被害者への支援を、困難な問題を抱える女性等への支援と連携して実施するための施策の基本となる事項を定める。
- ・ 本条例に基づき、男性被害者への支援施策の充実も図っていく。
- ・ DV・ストーカー被害者への支援に当たっては、関連施策との連携を図ることや、当事者の目線に立った支援を行うこと、県と警察などの関係機関が連携することを基本理念として明示する。
- ・ 県、警察、市町村、民間団体、県民の責務又は役割に関する規定を置く。
- ・ DV・ストーカー被害者への支援を推進するための基本計画を策定することを明示する。
- ・ 県、市町村、警察、民間団体が連携した相談支援・保護・自立支援体制の整備や、地域間の均衡、人材育成、普及啓発、加害者対応等についての規定を置く。

3 今後の予定

- ・ 県議会との議論を踏まえた条例イメージ(案)により、県民意見募集(パブリック・コメント)を行う。
- ・ 引き続き、県議会での議論や、困難な問題を抱える女性等支援調整会議、男女共同参画審議会、市町村、民間団体、被害当事者との意見交換の実施等により、支援施策の充実及び条例の制定に向けて検討を進めていく。

令和8年3月下旬 県民意見募集（パブリック・コメント）、
～4月 神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整 会議（代表者会議、民間
部会）の開催
7月 第2回県議会定例会厚生常任委員会に条例素案を報告

条例イメージ（案）

第1 目的

- ・ DV・ストーカー被害者が、多様かつ複合的な問題に直面することが多いことに鑑み、被害者の安全確保、被害の早期回復・軽減のほか、その多様かつ複合的な問題に係る支援を一体的に実施するための施策について、基本理念を定め、及び県、県民、民間団体等の関係機関の責務を明らかにすることや、DV・ストーカー被害者への支援施策の推進を社会全体で図り、もって、安心して自分らしく暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを条例制定の目的として規定する。

第2 定義

- ・ DV・ストーカー被害者、民間団体などの用語について定義を置く。

第3 基本理念

- ・ 施策の推進は、次に掲げることを旨とすることを規定する。
 - ① DV・ストーカー被害者の身体、生命、自由及び平穏な日常生活を守り、その尊厳を尊重すること
 - ② DV・ストーカー被害者への支援は、その性別にかかわらず実施されるようにすること
 - ③ DV・ストーカー被害者の抱える複合的な問題について、関連施策との連携を図るとともに、困難な問題を抱える女性への支援と連携した支援が実施されるようにすること
 - ④ DV・ストーカー被害者の目線に立ち、多様なニーズに応じた支援が実施されるようにすること
 - ⑤ DV・ストーカー被害者への支援に当たっては、県（警察を含む。以下同じ。）、市町村、民間団体等が連携するとともに、全ての県民が被害者に関する理解を深め、社会全体で支援に取り組むこと

第4 県の責務

- ・ 県は、基本理念にのっとり、DV・ストーカー被害者への総合的な支援施策を策定し、これを実施する責務を有することを規定する。

第5 市町村との連携

- ・ 県は、DV・ストーカー被害者への支援施策の策定・実施にあたっては、市町村と連携・協力するよう努めるほか、市町村に対し情報提供その他必要な支援を行うことを規定する。

第6 県民の責務

- ・ 県民は、基本理念にのっとり、DV・ストーカー被害者支援に関する理解を深めるとともに、県が実施する支援施策の推進等に協力するよう努めなければならないことを規定する。

第7 民間団体の責務

- ・ 民間団体は、基本理念にのっとり、県、市町村等と連携し、DV・ストーカー被害者への支援施策の推進等に協力するよう努めなければならないことを規定する。

第8 基本計画の策定

- ・ 知事は、DV・ストーカー被害者への支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないことを規定する。
- ・ 知事は、毎年、基本計画の実施状況について公表するものとするを規定する。

第9 DV・ストーカー被害者の早期発見

- ・ 県は、市町村や民間団体と連携し、DV・ストーカー被害者の早期発見のために取り組むことを規定する。

第10 発見者による援助

- ・ DV・ストーカー被害者を発見した者の被害者に対する援助等について規定する。

第11 総合的な窓口の設置

- ・ 県は、DV・ストーカー被害者の支援に関する総合的な窓口（「DV・ストーカー被害相談支援センター」）を設置し、その周知に努めることを規定する。
- ・ この総合的な窓口では、次の業務を行うことを規定する。
 - ① 専門の相談員による相談
 - ② DV・ストーカー被害者が必要とする支援制度・関係機関の紹介、関係機関と連携した相談対応の実施
 - ③ 警察署・関係機関への同行支援
 - ④ その他DV・ストーカー被害者支援のために必要な業務
- ・ 知事は、総合的な窓口において、本人の同意を得て、警察本部長・市町村等に対し必要な情報を提供することを規定する。

第12 DV・ストーカー被害に関する相談への対応

- ・ 知事と警察本部長は、総合的な窓口や警察署等において、DV・ストーカー被害に関する相談を受けた際には、適切かつ迅速な対応を行い、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことを規定する。

第13 保護体制等の整備

- ・ 県は、民間団体と連携し、DV・ストーカー被害者の多様なニーズに応じた安全の確保や一時保護を行うための施設を確保し、支援を行うことを規定する。

第14 自立支援体制の整備

- ・ 県は、民間団体と連携し、心理的なケア・就労・住まい等に関してDV・ストーカー被害者の多様なニーズに応じた自立支援の体制を整備し、支援を行うことを規定する。

第15 民間団体に対する支援

- ・ 県は、民間団体が適切かつ効果的にDV・ストーカー被害者への支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずることを規定する。

第16 地域間の均衡

- ・ 施策の実施に当たっては、地域間の均衡が図られるよう努めることを規定する。

第17 人材の確保、育成

- ・ 県は、DV・ストーカー被害者への支援施策に従事する人材の確保、育成等の取組を行うことを規定する。
- ・ 知事と警察本部長は、DV・ストーカー被害者に対する総合的な支援の充実を図るため、行政職員・県警察職員の連携体制の強化に向けた研修を行うことを規定する。

第18 普及啓発

- ・ 県は、DV・ストーカー被害者への支援施策に対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実や施策を学ぶ機会の提供等の取組を行うことを規定する。

第19 更生の取組

- ・ 県は、DV・ストーカー加害者の更生のために必要な取組を行うことを規定する。

第20 個人情報の保護

- ・ 県・市町村・民間団体は、DV・ストーカー被害者への支援や加害者の更生のための取組に関して取得した個人情報を適切に管理するとともに、目的以外に使用してはならないことを規定する。

第21 財政上の措置

- ・ 必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定する。